

駐労規第 1 8 号

改正	平成 1 5 年	5 月 2 2 日	駐労規第 1 1 号
改正	平成 1 7 年	3 月 3 1 日	駐労規第 3 号
改正	平成 1 8 年	6 月 2 9 日	駐労規第 1 3 号
改正	平成 1 9 年	7 月 2 7 日	駐労規第 1 2 号
改正	平成 2 1 年	3 月 3 0 日	駐労規第 8 号
改正	平成 2 2 年	6 月 3 0 日	駐労規第 1 1 号
改正	平成 2 3 年	3 月 3 0 日	駐労規第 6 号
改正	平成 2 3 年	4 月 1 4 日	駐労規第 9 号
改正	平成 2 4 年	7 月 1 3 日	駐労規第 7 号
改正	平成 2 7 年	3 月 2 6 日	駐労規第 5 号
改正	平成 2 7 年	6 月 2 6 日	駐労規第 1 5 号
改正	平成 2 9 年	1 月 2 6 日	駐労規第 1 号
改正	平成 2 9 年	3 月 3 0 日	駐労規第 6 号
改正	平成 2 9 年	6 月 2 7 日	駐労規第 9 号
改正	平成 3 0 年	3 月 3 0 日	駐労規第 4 号
改正	平成 3 0 年	6 月 2 6 日	駐労規第 8 号
改正	平成 3 0 年	1 2 月 7 日	駐労規第 1 0 号

改正 平成 3 1 年 3 月 2 8 日 駐 労 規 第 3 号
改正 令和 2 年 3 月 2 7 日 駐 労 規 第 5 号
改正 令和 2 年 4 月 6 日 駐 労 規 第 9 号
改正 令和 2 年 6 月 5 日 駐 労 規 第 1 0 号
改正 令和 3 年 8 月 4 日 駐 労 規 第 6 号
改正 令和 3 年 1 2 月 2 0 日 駐 労 規 第 9 号
改正 令和 4 年 3 月 2 8 日 駐 労 規 第 6 号
改正 令和 4 年 8 月 3 0 日 駐 労 規 第 1 4 号
改正 令和 5 年 1 2 月 2 2 日 駐 労 規 第 9 号
改正 令和 7 年 3 月 3 1 日 駐 労 規 第 9 号
改正 令和 7 年 7 月 1 8 日 駐 労 規 第 1 1 号
改正 令和 7 年 9 月 3 0 日 駐 労 規 第 1 2 号
改正 令和 8 年 3 月 3 0 日 駐 労 規 第 8 号

労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 8 9 条の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員就業規則を次のように定める。

平成14年4月1日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

栗 威之

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補

助員就業規則

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 服務（第4条－第12条の3）

第3章 勤務（第13条－第17条の2）

第4章 給与及び退職手当（第18条・第18条の2）

第5章 任免及び分限（第19条－第22条）

第6章 表彰、懲戒等（第23条－第25条）

第7章 保健及び安全保持（第26条・第27条）

第8章 災害補償（第28条）

第8章の2 研修（第28条の2）

第9章 出張（第29条）

第9章の2 在宅勤務（第29条の2）

第10章 旅費（第30条）

第 1 1 章 共済（第 3 1 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の常時勤務を要しない職員のうち、一会計年度内に限って臨時的に置かれるものに就けるために任用される職員（以下「事務補助員」という。）の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第 2 条 事務補助員の就業に関する事項については、この規則及びその他別段の定めがある場合のほか、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）、国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号。以下「国公法」という。）、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 2 3 年法律第 2 5 7 号）、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）その他関係法令の定めるところによる。

（規則の遵守）

第3条 機構及び事務補助員は、ともにこの規則を誠実に遵守し、実行しなければならない。

第2章 服務

(服務の根本基準)

第4条 事務補助員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務)

第5条 事務補助員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(争議行為の禁止)

第6条 事務補助員は、機構に対して同盟罷業、怠業その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をしてはならない。また、事務補助員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおってはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 事務補助員は、その職務の信用を傷つけ、又は

国家公務員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第8条 事務補助員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(職務に専念する義務)

第9条 事務補助員は、別段の定めのある場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、機構がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。事務補助員は、別段の定めのある場合を除いては、職を兼ねてはならない。事務補助員は、職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。

2 前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、機構が事務補助員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

(政治的行為の制限)

第10条 事務補助員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもってするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政治的行為をしてはならない。

2 事務補助員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 事務補助員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

(事務補助員の職務の範囲)

第11条 事務補助員は、事務補助員としては、法律又は命令による職務を担当する以外の義務を負わない。

(セクシュアル・ハラスメントの防止)

第12条 事務補助員は、セクシュアル・ハラスメントをしてはならない。

2 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関し必要な事項については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管

理機構の職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成14年駐労規第17号）の定めるところによる。

（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止）

第12条の2 事務補助員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをしてはならない。

2 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関し必要な事項については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則（平成29年駐労規第2号）の定めるところによる。

（パワー・ハラスメントの防止）

第12条の3 事務補助員は、パワー・ハラスメントをしてはならない。

2 パワー・ハラスメントの防止等に関し必要な事項については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する規則

(令和2年駐労規第11号)の定めるところによる。

第3章 勤務

(勤務時間)

第13条 事務補助員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分とし、始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前8時30分（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長（以下「理事長」という。）又はその委任を受けた者（以下「理事長等」という。）の指定する事務補助員にあっては、午前8時、午前8時15分、午前8時45分、午前9時、午前9時15分、午前9時30分又は午前9時45分）
- (2) 終業時刻 午後5時15分（理事長等の指定する事務補助員にあっては、午後4時45分、午後5時、午後5時30分、午後5時45分、午後6時、午後6時15分又は午後6時30分）
- (3) 第5項の規定による休憩時間とされた事務補助員

の終業時刻 休憩時間が正午から午後 0 時 4 5 分までの場合にあつては午後 5 時（前号の指定を受けた職員にあつては、午後 4 時 3 0 分、午後 4 時 4 5 分、午後 5 時 1 5 分、午後 5 時 3 0 分、午後 5 時 4 5 分、午後 6 時又は午後 6 時 1 5 分）、休憩時間が正午から午後 0 時 3 0 分までの場合にあつては午後 4 時 4 5 分（前号の指定を受けた職員にあつては、午後 4 時 1 5 分、午後 4 時 3 0 分、午後 5 時、午後 5 時 1 5 分、午後 5 時 3 0 分、午後 5 時 4 5 分又は午後 6 時）

2 前項の規定により難い特別な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、事務補助員の勤務時間を、休憩時間を除き、1 日について 6 時間とし、始業及び終業の時刻は、午前 8 時から午後 6 時 3 0 分までの間において、理事長等が指定するものとする。

3 日曜日（労働基準法第 3 5 条に規定する休日とする。）及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休

日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日については、前2項の規定は適用しない。

4 事務補助員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、業務上必要がある場合には、労働基準法第34条第2項ただし書の規定に基づき締結された協定の定めるところにより、交替で休憩させることができる。

5 理事長等は、事務補助員の健康及び福祉を考慮し、次の各号に掲げる場合に該当する事務補助員から申出があり、かつ、業務の運営に支障がないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、休憩時間を正午から午後0時45分まで又は正午から午後0時30分までとすることができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により事務補助員が当該事務補助員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が

裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該事務補助員が現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)である事務補助員に委託されている児童若しくは同法第6条の4第1号に規定する養育里親(以下「養育里親」という。)である事務補助員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない事務補助員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下同じ。)のある事務補助員が当該子を養育する場合

- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある事務補助員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合

- (3) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員
の勤務時間、休暇等に関する規則（平成14年駐労
規第11号。以下「勤務時間規則」という。）第1
8条第1項に規定する「要介護者」を介護する事務
補助員が要介護者を介護する場合
- (4) 交通機関を利用して通勤した場合に、出勤につい
て事務補助員の住居を出発した時刻から始業の時刻
までの時間と退勤について終業の時刻から事務補助
員の住居に到着するまでの時間を合計した時間（交
通機関を利用する時間に限る。）が、始業の時刻を
遅らせ、又は終業の時刻を早めることにより30分
以上短縮されると認められるとき（始業及び終業の
時刻を変更することにより、当該合計した時間を3
0分以上短縮できる場合を除く。）。
- (5) 妊娠中の女性事務補助員が通勤に利用する交通機
関の混雑の程度が当該女性事務補助員の母体又は胎
児の健康保持に影響があると認められる場合
- 6 理事長等は、前項の申出について確認する必要があ

ると認めるときは、当該申出をした事務補助員に照会
するなどその内容について確認するものとする。

7 理事長等は、労働基準法第36条の規定に基づき締
結された協定の範囲内で、第1項及び第2項に規定す
る勤務時間を超えて、又は日曜日若しくは土曜日にお
いて事務補助員に勤務を命ずることができる。

8 理事長等は、災害その他避けることのできない事由
によって臨時の必要がある場合には、労働基準法第3
3条に定めるところにより、第1項及び第2項に規定
する勤務時間を超えて、又は日曜日若しくは土曜日
において事務補助員に勤務を命ずることができる。

9 前2項の規定にかかわらず、小学校就学の始期に達
するまでの子のある事務補助員及び要介護者を介護す
る事務補助員の早出遅出勤務（理事長があらかじめ定
める特定の時刻を始業及び終業の時刻とする勤務時間
の割振りによる勤務をいう。）、深夜（午後10時か
ら翌日の午前5時までの間をいう。）における勤務の
制限及び超過勤務の制限の取扱い並びに妊娠中の女性

事務補助員及び産後 1 年を経過しない女性事務補助員
(以下「妊産婦である女性事務補助員」という。)の
第 1 項及び第 2 項の規定による勤務時間を超える勤務
の取扱いについては、勤務時間規則第 6 章に定めると
ころの例による。

1 0 事務補助員が、第 2 9 条に規定する出張を命ぜら
れた場合には、当該出張の間中は、第 1 項及び第 2
項の規定による勤務時間について勤務したものとみな
す。ただし、当該出張の間中の勤務について管理す
る者がいる場合等にあつては、この限りでない。

1 1 理事長は、必要があると認める場合は、事務補助
員の 1 日の勤務時間を変更することなく、始業時刻及
び終業時刻を変更することができる。

1 2 勤務時間の指定、命令等の手続等に必要な事項に
ついては、勤務時間規則に定めるところの例による。

(休暇)

第 1 4 条 事務補助員の休暇は、年次休暇及びその他の
休暇とする。

(年次休暇)

第15条 年次休暇は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日数を与えるものとする。

(1) 6月以上の任期を定めて採用された事務補助員又は6月以上の期間を定めて任期を更新されたものである場合 6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日（以下「特定日」という。）以後の1年間において10日

(2) 前号に掲げる場合に該当して年次休暇が認められた事務補助員であって、特定日から1年以上継続勤務（原則として同一官署において、その勤務が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務をいう。以下第3号及び第4号において同じ。）し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日（事務補助員の勤務を要する日の全てをいう。以下第3号及び第4号において同じ。）の8割以上出勤したものである場合 それぞれ次の1年間におい

て、10日に、次に掲げる特定日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、それぞれ次に定める日数を加算した日数

ア 1年 1日

イ 2年 2日

ウ 3年 4日

エ 4年 6日

オ 5年 8日

カ 6年以上 10日

(3) 6月未満の任期を定めて採用された事務補助員であって、継続勤務を開始した日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したものである場合継続勤務期間が6月を超えることとなる日以後の1年間において10日

(4) 前号に掲げる場合に該当して年次休暇が認められた事務補助員であって、年次休暇を当初付与された6月経過日から1年以上継続勤務し、6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上

出勤したものである場合 それぞれ次の1年間において、10日に、次に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、それぞれ次に定める日数を加算した日数

ア 1年 1日

イ 2年 2日

ウ 3年 4日

エ 4年 6日

オ 5年 8日

カ 6年以上 10日

2 理事長は、前項の規定により難しい場合又は特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、事務補助員の年次休暇の日数について別段の定めをすることができる。

3 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

4 第1項による日数が10日以上事務補助員に対し

ては、年次休暇を与えられた日から1年以内に、当該事務補助員の有する年次休暇のうち5日について、理事長等が事務補助員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時期を指定して取得させることができる。ただし、事務補助員が次項の規定による年次休暇を取得した場合には、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

- 5 年次休暇の承認、請求等の手続等に必要な事項については、勤務時間規則に定めるところの例による。

(その他の休暇)

第16条 その他の休暇は、理事長が別に定める要件を満たす事務補助員に対し、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める期間を与えるものとする。ただし、第16号、第17号、第20号、第21号及び第23号の規定に基づく休暇は、無給とする。

- (1) 事務補助員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 事務補助員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、事務補助員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

ア 事務補助員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該事務補助員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 事務補助員及び当該事務補助員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該事務補助員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(4) 事務補助員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

- (5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、事務補助員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (6) 事務補助員の親族（勤務時間規則別表第2に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、事務補助員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 勤務時間規則第17条第1項第13号に規定するところの例による期間
- (7) 事務補助員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 勤務時間規則第17条第1項第5号に規定するところの例による期間
- (8) 事務補助員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年

の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる事務補助員にあつては、1年の6月から10月までの期間）内における、日曜日、土曜日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(9) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）

以内に出産する予定である女性事務補助員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(10) 女性事務補助員が出産した場合 出産の日の翌

日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性事務補助員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

(11) 事務補助員が不妊治療に係る通院等のため勤務

しないことが相当であると認められるとき 1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。第

15号、第18号及び第19号において同じ。) において5日(体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(12) 事務補助員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 事務補助員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間における2日の範囲内の期間

(13) 事務補助員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する事務補助員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(14) 生後1年に達しない子を育てる事務補助員が、そ

の子の保育のために必要と認められる授乳等を行う
場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性事
務補助員にあっては、その子の当該事務補助員以外
の親（当該子について民法第817条の2第1項の
規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所
に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判
所に係属している場合に限る。）であって当該子を
現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第
3号の規定により当該子を委託されている養子縁組
里親である者若しくは養育里親である者（同条第4
項に規定する者の意に反するため、同項の規定によ
り、養子縁組里親として委託することができない者
に限る。）を含む。）が当該事務補助員がこの号の
休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇
（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は
労働基準法第67条の規定により同日における育児
時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分か
ら当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引

いた期間を超えない期間)

(15) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する事務補助員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして理事長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして理事長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又は子の教育若しくは保育に係る行事のうち理事長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(16) 女性事務補助員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認めら

れる場合 必要と認められる期間

(17) 女性事務補助員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(18) 事務補助員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内の期間

(19) 要介護者の介護その他の理事長の定める世話を
行う事務補助員が、当該世話をを行うため勤務しない
ことが相当であると認められる場合 1の年度にお
いて5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、
10日）の範囲内の期間

(20) 要介護者の介護をする事務補助員が、当該介護を
するため、理事長等が、事務補助員の申出に基づき、
当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算し
て93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指

定期間」という。) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間

(21) 要介護者の介護をする事務補助員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該事務補助員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

(22) 事務補助員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移

植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(23) 事務補助員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律191号）第1条の2に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

2 その他の休暇の承認、請求等の手続等に必要な事項については、勤務時間規則に定めるところの例による。

（職務専念義務の免除）

第17条 理事長等は、事務補助員が請求した場合には、その者が総合的な健康診査で理事長が定めるものを受けられるため勤務しないことを承認することができる。

2 前項の規定により勤務しないことを承認することができる時間は、1日の範囲内で理事長等が必要と認め

る時間とする。ただし、特別の事情があると理事長等が認める場合には、理事長等が必要と認める日数の範囲内で必要と認める時間とする。

3 理事長等は、妊産婦である女性事務補助員が請求した場合には、理事長が定めるところにより、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことを承認しなければならない。

4 理事長等は、妊産婦である女性事務補助員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

5 理事長等は、妊娠中の女性事務補助員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該事務補助員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

6 理事長等は、妊娠中の女性事務補助員が請求した場

合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、理事長の定める時間、勤務しないことを承認しなければならない。

7 理事長等は、勤務時間内においてレクリエーション行事を実施する場合には、理事長の定めるところにより、事務補助員が当該行事に参加するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

8 第3項、第6項又は前項の規定により事務補助員が勤務しないときは、その勤務しない期間については無給とする。

(育児休業等)

第17条の2 事務補助員の育児休業については、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第2章の定めるところによる。

2 事務補助員の育児時間については、勤務時間規則第24条の規定に定めるところによる。ただし、育児時

間を請求することができる事務補助員は次の各号のいずれにも該当する事務補助員とする。

(1) 1日につき定められた勤務時間数が6時間15分以上である勤務日があるもの

(2) 1週間の勤務日が3日以上とされている事務補助員又は週以外の期間によって勤務日が定められている事務補助員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

3 事務補助員に関する勤務時間規則第24条第2項第2号の規定の適用については、同項中「77時間30分を超えない範囲内」とあるのは、「勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内」とする。

第4章 給与及び退職手当

(給与)

第18条 事務補助員の給与については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員給与規則（平成30年駐労規第4号）の定めるところによる。

(退職手当)

第18条の2 事務補助員のうち、第13条第1項に定める勤務時間以上勤務した日が18日（1月間の日数（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者の退職手当については国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の定めるところによる。

2 事務補助員の任期終了に伴う退職については、国家公務員退職手当法第3条第1項に基づく支給率を適用する。

3 事務補助員として再び採用された場合で、当初の採用の任期と次の採用の任期が間を置かず引き続いているときには、雇用関係が事実上継続していると認めら

れるとして、在職期間を通算する。

第5章 任免及び分限

(採用)

第19条 理事長等は、事務補助員の採用に当たっては、面接及び経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うことができる。

2 理事長等は、事務補助員の採用に当たっては、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 職務に必要とされる知識、経験、技能等の内容、勤務地が離島その他のへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合

(2) 能力の実証を面接及び事務補助員としての従前の勤務成績に基づき行うことができる場合であって公募による必要がないときとして理事長が認めるとき

(任期)

第19条の2 理事長は、事務補助員を採用する場合は、

当該採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、任期を定めるものとする。

2 理事長は、特別の事情により事務補助員をその任期満了後も引き続き事務補助員の職務に従事させる必要が生じた場合には、前項に規定する期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 理事長は、事務補助員の採用又は任期の更新に当たっては、業務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことがないように配慮しなければならない。

4 理事長は、事務補助員を採用する場合及び任期を更新する場合は、当該事務補助員にその任期を明示しなければならない。

(条件付採用期間)

第19条の3 1月を超える任期を定めた事務補助員の採用は、その採用の日から起算して1月間条件付のも

のとし、その間その職務を良好な成績で遂行したときは、その期間の終了前に理事長が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、当該事務補助員の採用は正式のものとなる。

2 条件付採用期間中の事務補助員を他の職務に任命した場合においては、新たに条件付採用期間が開始する場合を除き、その条件付採用期間が引き続くものとする。

3 条件付採用期間の開始後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない事務補助員については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間は引き続くものとする。ただし、条件付採用期間は、当該事務補助員の任期を超えないものとする。

(採用時の勤務条件の明示)

第19条の4 理事長は、新たに事務補助員となった者に対して給与、勤務時間その他の勤務条件を明示するものとする。

(失職)

第20条 事務補助員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したとき

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第21条 事務補助員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して降任又は免職されることがある。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

- (3) その他その職務に必要な適格性を欠く場合

(退職)

第22条 事務補助員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

- (1) 辞職を申し出て承認されたとき

(2) 死亡したとき

(3) 任期を定めて採用された場合において、その任期が満了したとき

2 事務補助員は、前項第1号の辞職をしようとするときは、原則として辞職の日の2週間前までに、理事長に書面をもって申し出なければならない。

第6章 表彰、懲戒等

(表彰)

第23条 事務補助員は、職務の遂行に当たり推賞に値する功績があったときは、表彰を授与されることがある。

(懲戒等)

第24条 事務補助員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分を受けることがある。

(1) 国公法若しくは国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合

- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 事務補助員は、前項各号のいずれかに該当する場合で、懲戒処分を受けるまでに至らないときにおいては、これに対し訓告又は注意の処分を受けることがある。

(解雇)

第25条 事務補助員は、第6条の規定に違反する行為をしたときは、解雇されるものとする。

第7章 保健及び安全保持

(機構及び事務補助員の責務)

第26条 機構は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における事務補助員の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、機構は国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事務補助員は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、機構その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

(事務補助員の保健及び安全保持)

第27条 事務補助員の保健及び安全保持に関し必要な事項については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の保健及び安全保持に関する規則（平成14年駐労規第16号）の定めるところの例による。

第8章 災害補償

(災害補償)

第28条 事務補助員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた事務補助員に対する福祉事業については、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の定めるところによる。

第8章の2 研修

(研修)

第 28 条の 2 事務補助員の研修に関し必要な事項については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員就業規則（平成 14 年駐労規第 10 号）の定めるところの例による。

第 9 章 出張

（出張）

第 29 条 事務補助員は、出張（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における旅費に関する規則（平成 14 年駐労規第 23 号。次条において「旅費規則」という。）第 2 条第 3 号に規定する出張をいう。）を命ぜられることがある。

第 9 章の 2 在宅勤務

（在宅勤務）

第 29 条の 2 事務補助員は、業務その他の都合上必要と認められる場合、在宅勤務を命ぜられることがある。この場合において、当該勤務を命ぜられた時間は、勤務日に割り振られた勤務時間とみなす。

第 10 章 旅費

(旅費)

第30条 事務補助員の旅費については、旅費規則の定めるところによる。

第11章 共済

(共済)

第31条 事務補助員の共済については、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の定めるところによる。

2 事務補助員として再び採用された場合で、当初に採用の任期と次の採用の任期が間を置かず引き続いているときには、雇用関係が事実上継続していると認められるものとして、在職期間を通算する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 [平成15年5月22日駐労規第11号] 1
この規則は、平成15年5月22日から施行する。2 この規則による改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労働管理機構職員就業規則、独立行政法人駐留軍等労働

者労務管理機構職員給与規則及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員就業規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 [平成17年3月31日駐労規第3号]

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 [平成18年6月29日駐労規第13号]

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 [平成19年7月27日駐労規第12号]

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 [平成21年3月30日駐労規第8号]

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条第1項第2号及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員就業規則第16条第1項第2号の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

附 則 [平成22年6月30日駐労規第11号]

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則 [平成 23 年 3 月 30 日 駐 労 規 第 6 号]

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 23 年 4 月 14 日 駐 労 規 第 9 号]

この規則は、平成 23 年 4 月 14 日から施行する。

附 則 [平成 24 年 7 月 13 日 駐 労 規 第 7 号]

この規則は、平成 24 年 7 月 13 日から施行する。

附 則 [平成 27 年 3 月 26 日 駐 労 規 第 5 号]

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 27 年 6 月 26 日 駐 労 規 第 15 号]

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の第 13 条第 2 項の規定は平成 27 年 2 月 1 日から適用する。

附 則 [平成 29 年 1 月 26 日 駐 労 規 第 1 号]

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 29 年 3 月 30 日 駐 労 規 第 6 号]

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 29 年 6 月 27 日 駐 労 規 第 9 号]

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 30 年 3 月 30 日 駐 労 規 第 4 号] こ
の規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 30 年 6 月 26 日 駐 労 規 第 8 号]
この規則は、平成 30 年 6 月 26 日から施行する。

附 則 [平成 30 年 12 月 7 日 駐 労 規 第 10 号]
この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 31 年 3 月 28 日 駐 労 規 第 3 号]
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 2 年 3 月 27 日 駐 労 規 第 5 号]
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 2 年 4 月 6 日 駐 労 規 第 9 号]
この規則は、令和 2 年 4 月 6 日から施行する。

附 則 [令和 2 年 6 月 5 日 駐 労 規 第 10 号]
この規則は、令和 2 年 6 月 5 日から施行する。

附 則 [令和 3 年 8 月 4 日 駐 労 規 第 6 号]
この規則は、令和 3 年 8 月 11 日から施行する。

附 則 [令和 3 年 12 月 20 日 駐 労 規 第 9 号]
この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 4 年 3 月 2 8 日 駐 労 規 第 6 号]

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 4 年 8 月 3 0 日 駐 労 規 第 1 4 号]

この規則は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 5 年 1 2 月 2 2 日 駐 労 規 第 9 号]

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 7 年 3 月 3 1 日 駐 労 規 第 9 号]

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 7 年 7 月 1 8 日 駐 労 規 第 1 1 号]

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 8 日から施行する。

(経過措置)

- 2 懲役又は禁錮に処せられた者に係るこの規則による改正後の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。
- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7

号) の施行前に犯した禁錮以上の刑 (死刑を除く。)
が定められている罪につき起訴をされた者は、この規則による改正後の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則 [令和 7 年 9 月 3 0 日 駐 労 規 第 1 2 号]

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 8 年 3 月 3 0 日 駐 労 規 第 8 号]

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに
6 月以上の任期を定めて採用された事務補助員又は 6
月以上の期間を定めて任期を更新された事務補助員
(次項に規定する事務補助員を除く。) に対する第 1
5 条第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「6
月以上の任期を定めて採用された日又は 6 月以上の期
間を定めて任期を更新された日」とあるのは、「令和
8 年 4 月 1 日」とする。

3 令和7年9月30日以前から引き続き継続勤務（第15条第1項に規定する継続勤務をいう。）している事務補助員に対する年次休暇に関する規定の適用については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。